

Information 復興企画課

## 被災者生活再建支援金(東日本大震災)の申請期限について

東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支給している被災者生活再建支援金の申請期限が基礎支援金は令和4年4月10日まで、加算支援金は令和5年4月10日まで(※1年延長されました。)となっております。対象要件をご確認いただき、対象となる場合はお早めに申請ください。

- 対象となる世帯
  - ①住宅が「全壊」した世帯
  - ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- 支援金の支給額
 支給額は、以下の2つの支援金の合計額
  - ・住宅の被害状況に応じて支給する支援金(基礎支援金)
  - ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

	区 分	複数世帯	単数世帯
基礎支援金	①全壊②半壊解体	100万円	75万円
	③大規模半壊	50万円	37.5万円
	建設・購入	200万円	150万円
加算支援金	補修	100万円	75万円
	賃借(公営住宅以外)	50万円	37.5万円

- 支給申請手続き
  - ①申請窓口 広野町役場復興企画課
  - ②申請書類 被災者生活再建支援金支給申請書と以下の添付書類

【基礎支援金】り災証明書写し、振込先口座の写し、解体証明書(半壊解体の場合)住民票(H23.3.11現在の世帯全員分)

【加算支援金】住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書の写し

問 広野町 復興企画課 ☎0240-27-1251

Information 健康福祉課

## 災害援護資金(東日本大震災)の申込期限について

東日本大震災により住宅が全半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた場合において、災害援護資金の貸付を受けることができます。なお、申請期限は令和4年3月31日までとなっておりますので、貸し付けを希望される場合はお早めにご相談ください。

- 対象となる世帯
  - ①家財・住宅に損害がない世帯(世帯主の1ヵ月以上の負傷あり)
  - ②家財の3分の1以上の損害がある世帯
  - ③住居の半壊
  - ④住居の全壊
  - ⑤住居の全体が滅失もしくは流失した世帯

上記いずれかの要件を満たし、かつ被災当時の世帯の所得の合計が、所得制限額を下回る必要があります。

対 象	貸付限度額	
	世帯主の1ヵ月以上の負傷:なし	世帯主の1ヵ月以上の負傷:あり
家財・住居に損害なし	-	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失もしくは流失	350万円	

※住宅の再建に際し、残存部分を取り壊すなど特別な事情がある場合は( )内の額となります。

- 申込手続き
  - ①申込窓口 広野町役場健康福祉課
  - ②申込書類 借入申込書、家屋のり災証明書、世帯主の診断書など

世帯の属性や損害状況において必要となる書類が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information こども家庭課

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請がまだお済みでない方へ

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について、申請期限は令和4年3月31日までです。申請がお済みでない方はお早めにお手続きをお願いいたします。

- 支給対象者
  - ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童(中学生以下)
  - ②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童
  - ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

- 支給額
 対象児童1人につき10万円
- 申請期限
 申請期限 令和4年3月31日(木) 必着
- 申請先
 こども家庭課窓口へ直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information こども家庭課

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)のご案内

現在支給を行っている「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」について、離婚等により対象児童の養育者になっているにも関わらず、給付金を受け取れない方に対し、対象児童一人につき10万円を給付します。

- 支給対象者
 上記「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請がまだお済みでない方へ」【●支給対象者】のうち、
  - ①中学生以下の場合:8月31日
  - ②高校生等の場合:9月30日

以降に離婚等により、現在児童を養育しているものの、給付を受け取っていない方

※詳細については、広野町こども家庭課にお問い合わせください。

- 支給額
 対象児童1人につき10万円
- 申請期限
 申請期限 令和4年4月28日(木) 必着
- 申請先
 こども家庭課窓口へ直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

**不動産** 購入・売却・賃貸  
お家探しのご相談なら

**東北技研工業株式会社**

☎0240-23-5699  
広野町大字下浅見川字広長44-3  
広野町みらいオフィスビル1階

**自分たちの町は自分たちで守る**

広野町消防団 団員募集  
広野町婦人消防隊 隊員募集

活動内容や待遇などの詳細は  
問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

